

民事訴訟法 (配点 40 点)

以下の設例を読んで、設問に答えなさい。

【設例】

Xは、自己所有の甲土地にYが乙建物を所有し不法に占拠しているとして、建物取去土地明渡請求訴訟を提起した。

Yは、当初、甲土地についてXがもと所有したこと及びYが現在占有していることを認めたくて、「甲土地は隣接地である丙土地とともにXより買い受けたものである。仮にそうでないとしても時効により取得した。」と主張したが、Xが、「甲土地は、隣接地である丙土地をYの工場建設のために売却した際、資材置場として使用する目的で、Yに無償使用を認めたものである。」と主張（被告Yに占有権原ありとする占有権原の抗弁）すると、Yは、これを認めた。しかし、Xは、さらに、「Yは資材置場をすでに別に確保し、丙土地には新たに事務所用建物が建築され使用されている」と主張した。そこで、Yは使用貸借の主張を翻し、再び、当初の主張に戻し自己の所有を主張した。

【設問 1】 (配点 20 点)

Yは一度使用貸借の主張を認めているが撤回している。裁判所はどう判断すべきか。

【設問 2】 (配点 20 点)

Xの請求が認容され、Yに甲土地明渡しを命ずる判決が確定した後、Yの方から甲土地の所有権確認を求めて訴えを提起した。後訴裁判所は前訴判決に拘束されるか。